

建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和について（お知らせ）

平成 30 年 3 月 15 日
（最終改正 令和 4 年 12 月 27 日）
中野市総務部企画財政課

建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる」場合について、さらなる施工体制の合理化に配慮し、市発注工事と兼任が可能な長野県発注工事等に係る運用との整合を図るため、以下のとおり取扱いを変更し、緩和するものです。

1 概要

これまで現場において作業等が行われていない期間又は請負金額 500 万円未満の場合には、2 件までの建設工事を兼任できるものとしていましたが、さらなる施工体制の合理化に配慮し、市発注工事と兼任が可能な長野県発注工事等に係る運用との整合を図るため、一部については 3 件までの建設工事を兼任できるよう取扱いを変更します。

2 兼任することができる建設工事

(1) 次に掲げるいずれかに該当する期間は、現場代理人は現場への常駐を要しない（兼任できる）ものとします。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 契約約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成後、検査が終了し（市の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(2) 次に掲げる条件をすべて満たす工事は、現場代理人を兼任できるものとします。

ア 市が発注した工事であること。ただし、国又は長野県等が発注した工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。

イ 当初の請負金額がいずれも 4,000 万円未満の工事であること。⇒ **制限を設けない**

ウ 工事の現場がいずれも市内であること。

エ 1 人の現場代理人が兼任することができる工事の数は、2 件までであること。ただし、長野県の取扱いに変更があった場合で、長野県が定める期間に本市執行の入札の公告又は指名・見積の通知を行う工事を含むときは、長野県と同様の工事数までであること。

⇒ **5 件まで**

オ 次に掲げるいずれにも該当しない工事であること。

- (ア) 仕様書等において、兼任できない旨が示された工事
- (イ) 交通量 10,000 台／日以上片側通行規制工事
- (ウ) 労働安全衛生規則第 90 条に該当する工事
- (エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、難易度、施工内容又は労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと市が判断した工事

3 兼任ができる条件

2-②により、現場代理人を兼任する場合は、次に掲げる条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 現場代理人は、各々の工事の現場において作業等が行われている場合は、必ずいずれかの現場に駐在すること。
- (2) 連絡体制として、兼任する市が発注した工事の各々の現場ごとに[連絡員を配置](#)すること。
⇒ 連絡員は元請又は下請の社員を問わない
- (3) 現場代理人は、市が発注した工事の現場を離れる際には、安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行い、常時監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (4) 兼任する工事の現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合、又は契約変更によりいずれかの工事の請負金額が 4,000 万円以上となった場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (5) 兼任する場合においても、市が発注した工事の次のいずれかに該当する期間については、現場代理人は当該工事の現場に常駐すること。
 - ア 労働安全衛生規則別表第 7 「機械等の種類」欄に記載された機械等を使用する期間
 - イ 監督員が特に必要と認める期間

4 兼任の手続き

この規定により現場代理人を兼任しようとする場合は、「現場代理人兼任届及び連絡員配置届」を兼任する工事ごとに提出してください。(通常は、新たに受注し、兼任が発生する工事の契約時に契約書と併せて提出し、承認を受けてください。)

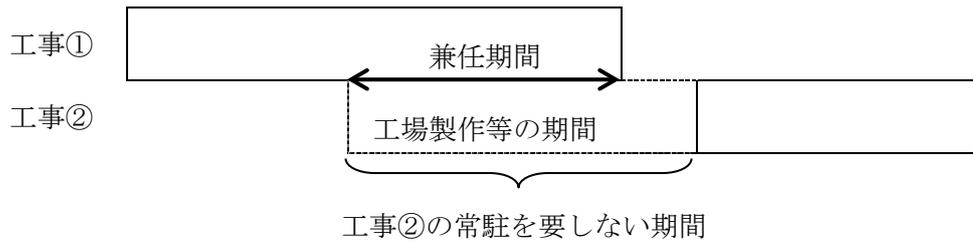
ただし、市発注工事間の場合で、いずれも当初の請負金額が 500 万円未満のときは、兼任届を省略することができます(これまでと同様、入札参加資格確認の際の配置技術者調書にて確認します)。

5 実施時期

令和 5 年 1 月 1 日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

現場代理人兼任の条件について

- 1 いずれか一方（又は両方）の常駐を要しない期間の兼任の場合
兼任はいずれか一方（又は両方）の工事の常駐を要しない期間に限られます。
連絡員の選任は、必要ありません。



※ 常駐を要しない期間であることを確認できる書類を添付してください。

- 2 兼任することができる工事で、条件を満たす場合の兼任
それぞれの工事の現場において作業等が行われているか否かは問いませんが、兼任する現場代理人のほかに、工事①に常駐する連絡員及び工事②に常駐する連絡員を選任してください。

連絡員についても、[元請](#)の社員の方であることが必要で、兼任はできません。

⇒ **元請又は下請**



[参考]

建設工事の技術者専任等に係る取扱いについて（改正）

（平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号）

1 建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面取扱いについて

令第 27 条第 2 項においては、同第 1 条に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請業者で施工する場合等も含まれると判断して差支えない。